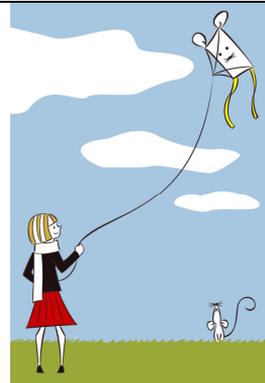




はちみつ便り =第26号=

発行:地域包括支援センター西新井本町

〒123-0845足立区西新井本町2-23-1 TEL03-3856-6511



謹んで新年のお祝詞を 申し上げます



また新しい一年が始まりました。今年は私ども地域包括支援センターが創設されて三年目となります。一年目よりも二年目、二年目より三年目、と地域の皆様のお力になれますよう、益々頑張ってお参ります。今年もよろしくお願ひ申し上げます。(センター長 押部)

これからも、「相談して良かった」と言ってもらえるような地域に根ざしたセンターを目指していきたいと思っております。今年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。(関根)

昨年中は大変お世話になり、ありがとうございました。本年も皆様からの信頼と期待に応えられるよう、より一層の努力をして参りますのでどうぞよろしくお願ひ申し上げます。(伊藤)

始まります。 後期高齢者医療制度

平成20年4月1日より、75歳以上の方の医療制度が「老人保健制度」から「後期高齢者医療制度」に変わります。

主な変更点は下記の通りです。

- ①75歳以上の高齢者が対象です。(65歳~74歳の一定の障害者の方も対象となります。)
- ②新しい保険証が一人一人に交付されます。
→現在加入中の国民健康保険又は被用者保険から脱退し、新たに後期高齢者医療制度に加入します。今後は一つの保険証となります。窓口負担は変わりません。
- ③保険料は一人一人でお納めします。
→所得に応じた保険料を支払います。また、今まで被扶養者であった方も同様に支払うこととなります。(軽減措置あり)
原則として年金からの天引きとなります。



お問い合わせ：高齢サービス課後期高齢者医療制度担当

TEL 03-3880-5874



身近に住宅用火災警報器を備えよう！

火災はいつ発生するか分かりません。就寝中や仕切られた部屋で物事に集中している時などに火災が発生した場合、気づくのが遅れてしまうのではないのでしょうか？

そこで、家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、警報ブザーや音声によって知らせる装置が住宅用火災警報器です。平成 18 年 6 月 1 日から新築・改築する住宅には、住宅用火災警報器の設置が義務付けられていますが、これからはどの家にも設置が必要になります。

※東京都では平成 22 年 4 月 1 日～全戸設置義務・維持義務が発生します。

※住宅等の状況により、免除されることもあります。

【足立区の高齢施策】

足立区では一人暮らしの高齢者や高齢世帯、障害者等の方を対象に 1 世帯につき 1 台に限り給付する事業があります。(都営住宅等公的住宅にお住まいの方は除く。その他、支給制限もあり。)

詳しくは、地域包括支援センターや足立区高齢サービス課までお問い合わせください。

【高齢サービス課在宅支援係】

3 8 8 0 - 5 2 5 7

【地域包括支援センター西新井本町】

3 8 5 6 - 6 5 1 1



【住宅用火災警報器の効果】

住宅火災においては、住宅用火災警報器等が設置されていた火災と、設置されていなかった火災を 100 件当たりの死者数で比較すると、設置されていた場合には約 3 分の 1 の死者数となっています。

「逃げ遅れ」ということから、早期に火災を気づかせる重要な機能を備えています。住宅用火災警報器は、住宅火災からあなたを守ります。

【悪質販売にご注意！】

消火器の悪質販売が多発しているように、これからは住宅用火災警報器の悪質販売が増えることが予想されます。下記の点に注意しましょう。

- 「消防署から来ました。足立区役所から来ました。」などという言葉にはご用心！
足立区・消防署が販売することはありません
- 異常に高い値段のものを売りつけられないように注意しましょう。
- 販売員が来ても、自分一人で決めず家族や友人等に相談するようにしましょう。

悪質販売等の相談窓口；足立区消費者センター 3 8 8 0 - 5 3 8 0